

○荒尾市広告掲載事業実施要綱

平成20年7月31日告示第128号

改正

平成22年3月31日告示第49号
平成25年3月29日告示第63号
平成26年4月1日告示第45号
平成27年12月28日告示第166号
平成29年3月31日告示第47号
平成31年3月29日告示第42号
令和2年3月31日告示第58号
令和5年3月31日告示第40号
令和5年9月29日告示第136号
令和6年3月13日告示第24号

荒尾市広告掲載事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源確保又は歳出削減の一助とし、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図る広告掲載事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）広告媒体 次に掲げる資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報誌及び印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で、市長が適当と認めるもの

（2）広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は表示することをいう。

（3）各部局 荒尾市部設置条例（昭和61年条例第1号）第2条に規定する部、教育委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、有明医療センター及び企業局をいう。

（広告の範囲）

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告媒体に掲載しない。

（1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

（2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

（3）政治性のあるもの

（4）宗教性のあるもの

（5）社会問題についての主義主張

（6）個人又は法人の名刺広告

（7）美観風致を害するおそれがあるもの

（8）公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

（9）前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載をすることができる広告に関する基準は、別に定める。

（広告媒体の種類）

第4条 広告媒体の種類は、資産を所管する各部局の長がそれぞれ定める。

（広告の規格等）

第5条 広告の規格、掲載期間、掲載位置等は、当該広告媒体ごとに各部局の長が別に定める。

（広告の募集方法等）

第6条 広告の募集方法、予定価格、申請方法及び選定方法は、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、各部局の長が別に定める。

（広告掲載料）

第7条 広告掲載の決定を受けて広告主となった者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を納付しなければならない。

2 広告掲載料の納付に関する事項は、各部局の長が別に定める。

（広告付物品の提供）

第8条 広告主は、前条第1項の規定による広告掲載料の納付に代えて、当該広告を掲載した物品（以下「広告付物品」という。）を提供することができる。

2 広告付物品の提供に関する事項は、各部局の長が別に定める。

（審査機関）

第9条 広告媒体の選定及び広告掲載の可否を審査するため、荒尾市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 地域振興部長
- (3) 市民環境部長
- (4) 保健福祉部長
- (5) 建設農水部長
- (6) 総合政策課長
- (7) 財政課長

3 委員長は、総務部長をもって充て、委員会の会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

5 委員長は、第2項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する部署の長を臨時の委員として加えることができる。
(会議)

第10条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、新たな広告媒体の選定の可否について審査する必要があるとき及び広告掲載の内容等に関し疑義が生じた場合において委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
(庶務)

第11条 審査会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第49号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第63号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日告示第45号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成27年12月28日告示第166号)

この告示は、平成28年1月4日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第47号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第42号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第58号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第40号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月29日告示第136号)

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年3月13日告示第24号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。
